

令和7年度 滋賀県長浜市地域おこし協力隊募集要項

(『びわ湖のてっぺんから魅力再発見』プロジェクト
・『高校生と一緒に地域の魅力を発信』プロジェクト)

【長浜市地域おこし協力隊について】

- ・長浜市地域おこし協力隊は、市が指定する活動ミッションに基づいて、隊員自らの意思で自身の活動計画を設計していただき、様々な活動に取り組んでもらう制度としています。
- ・地域おこし協力隊活動のサポート体制として、隊員を支援する団体（以下、支援団体という）を設置しており、支援団体は市と連携して相談や情報提供、人物紹介などの各種支援を行っています。
- ・活動については、市や支援団体、関係団体と打ち合わせや相談しながら進め、その中で助言・指導を行っています。
- ・地域おこし協力隊活動の進捗確認として、市の担当者と隊員と支援団体が集まるミーティングを毎月行うとともに、任期1年ごとに活動状況や今後の展望についてヒアリングを実施しています。この機会に連絡調整をはじめ、活動報告、様々な相談などを行っています。

(1) 活動ミッション『びわ湖のてっぺんから魅力再発見』プロジェクト～西浅井魅力化～**① 募集人員 1人****② 活動開始日 令和7年11月1日から ※採用決定後に相談のうえ、調整します。****③ 活動ミッションの内容**

長浜市の最北部に位置する西浅井地域は、人口約3,500人で、65歳以上の高齢者が約40%を占めるため、人口減少と少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況の中で、地域の団体や住民が連携して、この地域の魅力を再発見し、さらにそれを磨いていくことが重要です。地域の景観、歴史、自然、特産品などの良さを再認識し、郷土愛を育み、持続的な地域振興を進めるため、地域おこし協力隊員には以下の内容に取り組んでいただきます。

なお、実情に応じて隊員と市で協議の上、都度、変更する場合がございます。

(1) 西浅井地域振興事業の実施

市委託事業「奥琵琶湖魅力創出事業」のサポーターとして地域団体である西浅井地区地域づくり協議会とともに地域の魅力や地域への愛着を発信・再確認できる地域イベントを行っていただきます。また、地域の人々や団体、企業と関係を築き、地域ニーズを反映した活動を促進していただきます。

(2) 西浅井地域内の観光スポットの魅力UPおよびPR活動の実施

西浅井地域には、道の駅「塩津海道あぢかまの里」や、奥琵琶湖パークウェイ、つづら尾崎展望台、恋人の聖地など、多くの魅力的な観光スポットがあります。加えて、国の重要文化的景観に選定された「菅浦の湖岸集落景観」や自然公園施設など、地域の景観や歴史、自然を活かした新たな観光スポットとしての可能性を持つ場所も存在しています。こうした地域資源の魅力を高めるために、地域団体や企業と連携し、既存の観光スポットをさらに魅力あるものにし、地域に隠れた新たなスポットの開発に取り組んでいただきます。また、SNSなどを活用して市外に向けたPR活動を行い、地域の魅力を広く発信していただきます。

④ 活動地域 長浜市西浅井地域**⑤ 活動拠点 西浅井まちづくりセンター（西浅井地区地域づくり協議会事務局内）**

※活動ミッションに取り組むにあたり、西浅井地区地域づくり協議会と連携しやすいよう上記拠点内にワークスペース（机・椅子）を設けています。週2.3日程度、当センターにて活動いただくことを想定していますが、詳細は活動開始後に隊員と西浅井地区地域づくり協議会、市の3者で、協議のうえ決定します。

⑥ 居住地域 長浜市西浅井地域内

※地域に根差した活動を前提としていることから活動地域内の居住とします。

(2) 活動ミッション『高校生と一緒に地域の魅力を発信』プロジェクト～高校魅力化～

① 募集人員 1人

② 活動開始日 令和8年3月1日から ※採用決定後に相談のうえ、調整します。

③ 活動ミッションの内容

長浜市木之本地域には長浜市の最北部に位置する高校、県立伊香高等学校（以下、伊香高校という。）があります。伊香高校は豊かな自然環境と森林資源を活用し、「森で学ぶ」をコンセプトにした「森の探究科」を令和7年度から新設し、「地域みらい留学」により令和8年度入学生から全国募集をします。さらに、伊香高校に入学する下宿生を地域でサポートする体制が令和7年度から動き出しています。この流れを活かして、伊香高校を軸に地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊員には以下の内容に取り組んでいただきます。

なお、実情に応じて隊員と市で協議の上、都度、変更する場合がございます。

（１）伊香高校の生徒と一緒に地域の魅力を発信

全国から選ばれる地域となるよう、学校 HP、学校 SNS、学校通信、地域・教育魅力化プラットフォームなどを用いて、学校や地域の魅力を情報発信していただくとともに、伊香高校の生徒が、自分たちの学校や地域の良さを再発見し、それを自ら発信できる仕組みづくりに取り組んでいただきます。

（２）木之本地域と伊香高校を繋げる取組の実施

伊香高校を核として木之本地域全体が活気づくように、伊香高校の生徒と地域が交流できるイベントの企画や、地域の企業をはじめ、こども園、小中学校との連携授業の企画・実施に取り組んでいただきます。また、木之本地域に下宿する伊香高校の生徒のサポートや、地域と伊香高校を繋ぐ取組を展開していただきます。

④ 活動地域 長浜市木之本地域

⑤ 活動拠点

- ・きのもと交遊館（K-ZOHN 運営協議会事務所内）
- ・伊香高校（職員室内）

※活動ミッションに取り組むにあたり、各種団体等と連携がしやすいように上記2拠点内にワークスペース（机・椅子）を設けています。活動開始後に各拠点における活動について、隊員と各種団体等、市の3者で協議のうえ決定します。

⑥ 居住地域 長浜市木之本地域内

※地域に根差した活動を前提としていることから活動地域内の居住とします。

2 募集要件

以下のすべての要件を満たす方が募集対象となります。

(1) 住民票がある生活拠点の要件が次のア〜ウのいずれかに該当する方。ただし、隊員委嘱前に本市内に居住している方（既に住民票を異動した方等）は除きます。

ア 現在、3大都市圏内または3大都市圏外の指定都市の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の地域である市町村）以外の地域に住所を有する方。

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県を指します。ただし、一定の人口減少市町村を除く。

イ 現在、3大都市圏外の都市地域、または3大都市圏外の都市地域以外の地域の内、条件不利地域以外の地域に住所を有する方。

※都市地域とは、条件不利地域を有しない市町村を指します。

ウ 本市以外の市町村で地域おこし協力隊の隊員であった方（ただし、活動期間が2年以上、解嘱後1年以内）、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)を終了した方（ただし、活動期間が2年以上、終了後1年以内）または海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方。

(2) 隊員委嘱後に本市に住民票を移し、居住することができる方

(3) 隊員としての活動期間終了後も本市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持っている方

(4) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方

(5) 普通自動車免許を取得している方（または、活動開始日までに取得が見込める方）

(6) パソコンの基本的な操作（ワード/エクセル/パワーポイント/メール等）ができる方

(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

3 活動日数

・原則として、一月当たり16日、124時間以上とします。

・ただし、市が認める場合は、活動日数及び活動時間を調整することができます。

4 委嘱

・市が地域おこし協力隊員として委嘱します。

市との雇用関係はなく、委嘱による私人への準委任契約となります。

5 委嘱期間

- (1) 委嘱日は、採用決定後に調整します。初年度の委嘱期間は、委嘱日から令和8年3月31日までとします。その後は市と協議のうえ、年度ごとに委嘱を行い、3年を限度として委嘱期間の延長が可能です。
- (2) 成果検証のうえ、隊員として次のア～キの事由に該当する場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。
- ア 隊員から辞任の申出があったとき。
 - イ 本市から転出したとき。
 - エ 心身の故障のため、地域活動の遂行が困難となったとき。
 - ウ 地域活動を著しく怠ったとき。
 - オ 地域活動に対する協調性や適性を著しく欠いたとき。
 - カ 隊員としてふさわしくない非行があったとき。
 - キ 法令、条例及び規則等に違反したとき。
- (3) 産前産後休業及び育児休業による活動中断期間（上限は1年間）が生じた場合は、その期間を限度として市と協議のうえ、委嘱期間の延長が可能です。

6 報償額

- ・月額233,330円（源泉徴収額を含む）

7 活動費

- ・6 報償額とは別に予算の範囲内で支給します。

※活動費として支出できるものは、活動ミッションに必要な経費かつ公費で負担するにふさわしい経費（活動旅費、消耗品費、研修会参加費等）になります。

※住居の家賃（敷金・礼金を除く）は活動費から支出することは可能ですが、生活費に関しては自己負担となりますのでご注意ください。活動とは直接関係のない家電製品や生活用品、光熱水費、通信料、自治会費、引っ越しに関わる費用などは活動費から支出することができません。

8 福利厚生・住居など

- (1) 国民健康保険、国民年金に自ら加入していただくとともに、活動中の傷害保険等も自ら加入してください。市で隊員の保険加入を行うことはありません。
- (2) 住居は、ご自身で活動地域内の物件を選んでいただきます。過疎地域のため民間の不動産会社が扱う物件が少ないことから、ご希望があれば市が地域の空き家をご案内することも可能です。ただし、住居の賃貸借契約は貸主と借主（隊員）が直接行う個人契約となり、市は契約の当事者ではありませんのでご了承ください。
- (3) 副業を可能としています。自立した移住に向けて、複数の収入源を確保できるように、活動に支障がない範囲で副業することは妨げません。

9 応募手続き・選考の流れ

- (1) 募集期間 令和7年6月9日（月）～令和7年7月18日（金）※必着
- (2) 提出方法 メール・郵送・持参にて応募先までご提出してください。
- (3) 提出書類 ①市が指定する応募用紙
②3ヶ月以内の住民票の抄本（本籍及びマイナンバーの記載は不要）
- (4) 選考の流れ
 - ① 第1次選考 書類選考（条件等形式審査）。結果は文書で通知します。
 - ② 第2次選考 長浜市役所北部合同庁舎（滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2）にて、個人面接を実施します。日時等の詳細については第1次選考に合格した方のみへ案内します。
 - ③ 選考結果 文書にて通知します。
- (5) その他
 - ① 応募にかかる費用（書類郵送代、交通費、宿泊費等）は全て応募者の自己負担となります。提出いただいた書類は返却いたしません。なお、記載された個人情報については選考目的以外には使用いたしません。
 - ② 選考の経過についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。
 - ③ 住民票の異動は、都市地域から過疎地域等への移住を伴うことが要件となっているため、市から正式に委嘱を受けた後に行ってください。それ以前に住民票を異動させると募集対象者から外れ、採用取り消しとなる場合があります。

10 応募先・お問い合わせ先

長浜市未来創造部北部政策局北部政策課 地域おこし協力隊担当 担当者：富田
〒529-0492 滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2
電話：0749-82-5960 FAX：0749-82-3956
E-mail：hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp